

品川区地域の共助強化事業補助金交付要綱

制定 令和 7 年 7 月 1 4 日 区長決定

要綱 第 1 7 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区内の団体が協働で行う防災活動に対する品川区地域の共助強化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定め、品川区における多様な団体の共助を強化し、もって地域の災害対応力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「協働団体」とは、前条の目的を達成するために連携して活動する複数の団体（町会・自治会、企業、商店街、官公署等）から成る団体をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 対象とする事業は、区内の協働団体が実施する防災に関する事業であって、事業の実施により、地域内における共助の担い手の新たな繋がり創出および地域防災力の向上が見込まれる事業をいい、当該補助金以外の補助金の交付を受けていないものとする。

2 前項の事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金交付の対象外とする。

- (1) 第 8 条第 2 項に基づく補助金の交付前に終了する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 政治活動または宗教活動を目的とする事業
- (4) 政治活動を目的とした団体または特定の公職（公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体が参加する事業
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体が参加する事業
- (6) 協働団体を構成する団体のうち、次条に規定する補助対象団体が 1 団体のみで実施する事業
- (7) その他区長が適当でないと判断した事業

(補助対象団体)

第4条 この要綱において、補助金交付を受けることができる団体は、協働団体のうち、区内に主たる事務所または活動拠点を有する団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、協働団体が下記の要件を1つでも満たす場合は、補助対象団体と認めないものとする。

(1) 官公署

(2) 経費、場所、物品等を提供するのみの団体

(3) その他区長が適当でないと判断した場合

(交付額)

第5条 補助金の交付額は、1事業あたり上限300,000円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の申請は、補助対象団体のうち、代表となる団体（以下「受任団体」という。）がその他の補助対象団体（以下「委任団体」という。）から委任を受けて、交付申請に係る手続きを一括して行うものとする。

2 前項に規定する委任団体は、品川区地域の共助強化事業に係る委任状（第1号様式）を作成しなければならない。

3 受任団体は、品川区地域の共助強化事業補助金交付申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の事業実施計画書

(2) 補助対象経費の見積書（写し）

(3) 品川区地域の共助強化事業に係る委任状

(4) その他区長が必要と認める書類

4 前項の規定による申請は、原則として補助対象事業を開始する前に行わなければならない。

5 補助対象団体が申請できる回数は、1会計年度1回を上限とし、委任団体および受任団体が申請を行ったものとみなす。

6 補助対象団体は、同一の補助対象事業に関し、新たに立ち上げた日の属する年度から起算して3年度までこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができる。なお、申請は毎年度行うものとする。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、受任団体に対し、品川区地域の共助強化事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するも

のとする。

- 2 区長は補助金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求等)

第8条 受任団体は、前条の規定による通知を受けたときは、品川区地域の共助強化事業補助金請求書（第4号様式）により区長に補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、品川区会計事務規則（昭和39年品川区規則第36号）第88条第1項第3号の規定に基づき、概算払により補助金を交付するものとする。

(状況報告および勧告)

第9条 区長は、補助対象事業の進行状況について、受任団体に随時報告を求め、または勧告することができる。

(承認事項)

第10条 補助金交付の決定を受けた受任団体は、その後に生じた事情等により、当該交付決定に係る事業の中止または内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(報告書の提出)

第11条 受任団体は、当該補助対象事業が終了したときは、品川区地域の共助強化事業実施報告書（第5号様式）に事業実績報告書および領収書（写し）を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 区長は、前条の規定により事業実績の報告を受けた場合は、その内容を審査した上で、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容に適合するものであると認めたときは、品川区地域の共助強化事業補助金確定通知書（第6号様式）により受任団体に通知する。

- 2 前項の規定により確定した補助金の額が、既交付決定額（第7条の規定に基づき交付決定した補助金の額をいう。）よりも大きいときはその差額を追加で交付するものとし、既交付決定額よりも小さいときはその差額を返納させるものとする。

(決定の取消し)

第13条 区長は、協働団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容またはこれを付した条件その他法令等に違反したとき。
- (2) 補助対象事業の実施方法が著しく不相当と認められたとき。
- (3) その他区長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 区長は、協働団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 前条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき。
- (2) 事業が中止または縮小等により事業実施計画書に記載の事業が不履行のとき。
- (3) その他区長が不相当と認めたとき。

(補助金の経理等)

第15条 受任団体は、補助金の収入および支出に関する帳簿を備えとともに、事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和7年8月1日から適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

品川区地域の共助強化事業に係る委任状

品川区地域の共助強化事業補助金交付要綱に基づき、以下の団体に当該補助金交付申請に係る一切の手続を委任します。

受任団体

団体名
住所
代表者氏名

年 月 日

委任団体名
住所
氏名

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請団体（受任団体）名
住所
氏名

品川区地域の共助強化事業補助金交付申請書

品川区地域の共助強化事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業名								
申請額			十	万	千	百	十	円
事業概要								
協働 団体	補助対象 団体							
	上記以外 の団体							
事業経費 (内訳)		品名等		単価	個数等	金額		
		合計						
事業実施期間		年 月 日から 年 月 日						

- 添付書類
- 1. 事業実施計画書
 - 2. 補助対象経費の見積書（写し）
 - 3. 品川区地域の共助強化事業に係る委任状
 - 4. その他区長が必要と認める書類

第 3 号様式（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



品川区地域の共助強化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった品川区地域の共助強化事業補助金の交付について、品川区地域の共助強化事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

事業名								
交付額			十	万	千	百	十	円
事業概要								
協働 団体	補助対象 団体							
	上記以外 の団体							
事業経費 (内訳)		品名等		単価	個数等	金額		
		合計						
交付条件								
請求書 提出期限								

第 4 号様式（第 8 条関係）

品川区地域の共助強化事業補助金請求書

事業名							
金 額		十	万	千	百	十	円

年 月 日付番 号をもって交付決定のあった品川区地域の
共助強化事業補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請団体（受任団体）名

住所

氏名

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請団体（受任団体）名
住所
氏名

品川区地域の共助強化事業実施報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた品川区地域の共助強化事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

事業名								
使用額			十	万	千	百	十	円
事業概要								
協働 団体	補助対象 団体							
	上記以外の 団体							
事業経費 (内訳)		品名等		単価	個数等	金額		
		合計						
事業実施期間		年 月 日から 年 月 日						

- 添付書類 1. 事業実績報告書
2. 領収書（写し）

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区地域の共助強化事業補助金確定通知書

年 月 日付で実施報告書が提出された品川区地域の共助強化事業補助金については、品川区地域の共助強化事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

記

事業名							
金 額		十	万	千	百	十	円